

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和3年2月12日（令和3年（行情）諮問第46号）

答申日：令和3年9月22日（令和3年度（行情）答申第259号）

事件名：特定の開示請求に対する補正依頼に記載の「『核兵器禁止条約』に関する文書」の件名が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『核兵器禁止条約』に関する文書」（出典：2020-00468にかかると補正依頼）の件名が分かる文書（件名一覧のようなもの）。【裏面をご参照ください】」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年1月4日付け情報公開第01990号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

念のため、関連部局を改めて探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和2年11月30日付けで受理した審査請求人からの開示請求「『核兵器禁止条約』に関する文書」（出典：2020-00468にかかると補正依頼）の件名が分かる文書（件名一覧のようなもの）。」に対し、不開示（不存在）とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は、令和3年1月5日付けで、原処分の取消しを求める旨の審査請求を行った。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、「念のため、関連部局を改めて探索の上、発見に努めるべきである」旨主張する。しかしながら、処分庁はそもそも該当する文書を作成・取得しておらず、本件審査請求を受け、念のため本件対象文書について改めて探索したが、本件対象文書の存在を確認することはできなかった。

以上のことから、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年2月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月29日 審議
- ④ 同年9月16日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、外務省が保有している「核兵器禁止条約」に係る行政文書の名称が一覧できる文書を求めるものと解した。

イ 外務省において、特段の理由・事情がない限り、特定の案件に関する行政文書の名称が一覧できる文書を作成することとはしておらず、本件対象文書は作成も取得もしていない。

また、軍備管理及び軍縮を担当する部署の書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を行ったが、本件対象文書に該当する可能性のある文書の存在は確認できなかった。

なお、開示請求書に「裏面をご参照ください」として「2020-00468にかかる補正依頼」の文書が添付されているが、当該文書は、別件の開示請求（請求番号：2020-00468）に対し、開示を求める文書の具体的な内容を確認するために、開示請求者への参考情報として請求内容の示し方を例示したものであり、行政文書の名称を具体的に列挙した文書ではない。

ウ 本件審査請求を受け、念のため、担当部署において書架、書庫及び共有フォルダ内の探索を改めて行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 外務省において、特段の理由・事情がない限り、特定の案件に関する行政文書の名称が一覧できる文書を作成することとはしておらず、本件対象文書は作成も取得もしていないなどとする上記(1)の諮問庁の説

明は首肯でき、また、上記（１）イ及びウの２度にわたる文書探索の方法及び範囲は特に不十分とはいえ、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 佐藤郁美，委員 中川丈久